

令和 8 年度[第 38-W1790-01 号]御前崎港長期構想検討委員会運營業務委託 特記仕様書（案）

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課が実施する「令和 8 年度[第 38-W1790-01 号] 御前崎港長期構想検討委員会運營業務委託」（以下、「本業務」という。）について適用する。

なお、本仕様書に記載のない事項は、契約図書及び業務委託共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）、港湾計画書作成ガイドライン（公益社団法人 日本港湾協会）に基づき実施するものとする。

第 2 条（業務目的）

本業務は、港湾関係機関や学識者等からなる「御前崎港長期構想検討委員会（仮称）」の委員会運営を行うとともに、当該委員会での議論や別途発注予定業務「令和 8 年度[第 38-W1790-01 号]御前崎港長期構想検討調査業務委託」（以下、「別途発注業務」という）における調査結果等を踏まえ、御前崎港における概ね 20 年後を見据えた長期構想の策定を支援するものである。

第 3 条（業務内容）

（1）計画準備

本業務を実施するにあたり、事前に業務の目的や内容を把握し既存資料を収集した上で、業務の手順や実施に必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

（2）御前崎港の長期構想

1）基本理念と目指すべき姿

御前崎港の基本理念を整理し、目指すべき姿（将来像）を検討する。

2）基本戦略と取組方針

長期構想の骨子として、将来像を実現するための長期的な基本戦略と取組方針を検討する。

3）長期構想原案の作成（本編・概要版）

上記検討内容や別途発注業務の検討内容及びパブリックコメント結果等を取りまとめ、御前崎港の長期構想原案及び長期構想最終案（本編・概要版）を作成する。

- ・基本理念、目指すべき方向
- ・基本戦略、取組方針
- ・取組施策
- ・ロードマップ
- ・空間利用計画（ゾーニング） 他

なお、作成にあたっては以下の項目について考慮するものとする。

- ① 国の中長期政策等との整合
- ② 地域からの提案（御前崎ビジョン等）の活用
- ③ 別途業務（令和8年度[第38-W1790-01号]御前崎港長期構想検討調査業務委託）との連携及び成果の整合

（3）パブリックコメントへの対応

長期構想の策定過程においては、幅広い意見を聴取するため、長期構想原案をもとにパブリックコメントを実施することから（第2回長期構想検討委員会開催後を予定）、県ホームページに掲載する公表用資料を作成するとともに、提出された意見の取りまとめを行う。

実施にあたっては、パブリックコメントの事前アナウンスの実施、委員会後速やかな公表ができるよう必要な体制を整備するものとする。なお、パブリックコメントに寄せられた意見の取扱いについては発注者と協議し長期構想最終案への反映等必要な対応を行う。

（4）検討委員会の運営

1) 委員会の資料作成

- ・ 委員会に使用する資料（本編資料のほか、参考資料、論点ペーパーを含む）を作成する（委員会の資料は各回40部を予定）。なお、資料構成は検討項目ごとにわかりやすく整理するものとする。また、作成にあたっては監督員と協議するものとする。
- ・ 委員会の円滑な運営のため、委員長への事前レクチャー及び各委員へも委員会資料の事前送付を行うものとする。また、必要に応じて事後ヒアリング等も行い、検討内容の充実を図るものとする。

2) 委員会の運営支援

- ・ 発注者が決定した各委員（20名程度を予定）に対して、委員会に係る日程調整を行う。
- ・ 委員会運営に係る一連の作業（会場準備・議事録の作成等）を行うほか、議事進行が遅滞なく進むよう事務局を支援する。
- ・ 委員会は、静岡市内または御前崎港周辺で3回開催するものとし、委員会において審議を行い、関係者との合意形成を行うものとする。なお、開催日、会場、議題及び運営については監督員と事前に協議するものとし、別途経費等が必要となった場合には、設計変更の対象とする。
- ・ 各委員への報償費・旅費の支払については本業務の対象外とする。

委員会開催時期の目安は下表に示すとおりである。

回次	開催時期	検討内容（予定）	備考
第1回	令和8年9月頃	・現状分析・課題整理、長期構想骨子案の確認	
第2回	令和8年11月頃	・長期構想原案の確認	
第3回	令和9年2月頃	・長期構想最終案の提示 (パブリックコメント後のとりまとめ)	

(6) 報告書作成

受注者は「業務委託共通仕様書」に基づき報告書を作成し、次の成果品を監督員に提出する。

報告書（紙による報告書は製本A4版とし、図面は縮小A3版折込を標準。） 1部

(7) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するにあたり、発注者及び関係者と十分な協議を行うものとする。打合せ回数は次の回数を行うものとする。

業務着手時：1回 中間打合せ：3回 業務完了時：1回

第4条（貸与資料）

本業務を遂行するために必要となる既存資料として、以下の業務委託の成果品を貸与する。

・令和7年度[第37-W1692-01号]御前崎港長期構想検討基礎調査業務委託

第5条（関係機関協議）

本業務では、発注者、別途発注業務の受注者及び検討委員会委員を除き、外部関係機関との協議は想定していない。

第6条（その他）

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議により定めるものとする。本業務の実施にあたり提出する書類等は、静岡県業務委託契約約款に基づき適切に処理するものとする。